

一般社団法人 nicollap 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 nicollap と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、長野県における社会的インパクト創出に向けた支援活動を行うことを目的とし、その目的に資するために、次の事業を行う。

1. 信州 I T バレー構想の実現に向けた戦略の企画・提言・運営
2. 社会課題解決に資する新規事業立ち上げの支援
3. 社会課題解決に資するサービスモデルの実証実験
4. 社会課題解決に資するサービスモデル立ち上げに向けたコンサルティング
5. 高度専門人材の誘致と育成に関する事業
6. I T ソフトウェアプロダクトの企画・開発及び共同受注
7. 受注したプロジェクトや人材のマネジメント
8. 外国人エンジニアの教育、生活支援
9. 前各号を実行する為に官学民が連携して必要なプロジェクト、コンソーシアムを組成する事業
10. 前各号の活動に必要な調査・分析、課題を抽出する事業
11. その他、設立の目的を達成する為に必要な活動

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(社員の資格の取得)

第5条 日本国内で事業を営むものは、当法人の社員となるべき資格を有する。

(入社)

第6条 当法人の社員となるには、当法人所定の様式で申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第 7 条 社員は、当法人の目的を達成するために、当法人の経費を負担しなければならない。

2 社員は、当法人が別に定めるところにより、入会金および会費を支払わなければならない。

(退社)

第 8 条 社員は、いつでも退社できる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に退社の申し出をしなければならない。

(除名)

第 9 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損する、当法人の目的に反する行為をする、もしくは社員としての義務に違反するなど、除名すべき正当な事由がある場合には、社員総会の決議により、その社員を除名できる。

(社員の資格の喪失)

第 10 条 社員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 1年以上会費を滞納したとき

第 3 章 社員総会

(開催)

第 11 条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年6月に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第 12 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集については、書面によるほか、あらかじめ社員の承諾を得た上で、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第 13 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故がある場合は、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事が議長になる。

(議決権)

第14条 社員総会の議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

(社員総会の決議の省略)

第16条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び総会において指名された議事録署名人がこれに署名もしくは記名押印する。

第4章 理事及び理事会

(構成)

第18条 当法人には、理事会を設置する。

(員数)

第19条 当法人の理事は3名以上とする。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

(代表理事)

第21条 当法人の代表理事は、理事会の決議によりこれを定める。

(招集)

第22条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 理事会の招集については、書面によるほか、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第23条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の決議の省略)

第24条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、当該事項について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。

(議事録)

第25条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに署名もしくは記名押印する。

(理事の報酬および退職慰労金)

第26条 理事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

(特別理事の設置)

第27条 当法人に、必要に応じて1名以上3名以内の特別理事を設置することができる。

2 特別理事は、理事会の決議により選任する。

3 特別理事は、理事会その他の会議に出席し意見を述べることができ、議決に加わることはできないものとする。

4 特別理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

5 特別理事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第5章 監事

(構成)

第28条 当法人には、監事を設置する。

(任期)

第29条 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

(監事の報酬および退職慰労金)

第30条 監事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第6章 基金

(基金の拠出)

第31条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条に規定する基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金拠出者の権利)

第32条 基金の拠出者は、当法人の解散のときまで基金の返還を請求することができない。

2 前項の規定にかかわらず、次条に定める手続きにより、基金の拠出者はその返還を受けることができる。

(基金の返還手続)

第33条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第141条の規定に従ってこれを行う。

第7章 計算

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第35条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産)

第36条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似する事業を行う公益社団法人もしくは公益財団法人に贈与する。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年3月31日までとする。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第38条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 長野市西後町町並 1 5 8 3
設立時社員 株式会社CREEKS

住所 長野市鶴賀権堂町 2 3 1 2 番 1 号
設立時社員 シソーラス株式会社

(法令の準拠)

第 3 9 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他法令に従う。

上記は当法人の定款に相違ありません。

令和 7 年 6 月 16 日

一般社団法人 nicollap

代表理事 荒 井 雄 彦